

千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける確認調査の実施について 報告

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会  
委員 大屋滋

千葉県健康福祉部障害福祉事業課県立施設改革班 志村氏の付き添いのもと、確認調査を行いましたので報告します。

- 1 日 時 平成30年3月9日(金)午後2時15分から3時30分
- 2 場 所 千葉県袖ヶ浦福祉センター 更生園
- 3 対象者 上野和伸職員、古川施設長
- 4 調査内容 平成29年度強度行動障害のある方の支援者に対する研修(16人研修)の受講者である上野職員に、担当した利用者Yさんの支援内容と、研修の成果について説明を受け、現状を確認した。

- 1) 上記の研修は平成26年度から毎回開催されており、養育園は26年度、28年度に受講。更生園は26年度、29年度(上野職員)に受講している。
- 2) 民間施設では受入れが容易でない強度行動障害児(者)に対する支援は、袖ヶ浦福祉センターの必須事業とされている。平成28年11月、私が行った養育園でのモニタリングにおいて、居住の場、日中活動ともに、上記研修の成果が生かされているとはいいがたいと評価した。①強度行動障害者支援に関する支援技術を向上させ、全職員で共有すること。②利用者に対する支援は、利用者が民間施設や地域に移行できるようにすること、自立した生活を目指すものでなければならないとの意見を述べた。

### 3) 調査結果

#### 1. 日中活動スペース

更生園から道路を挟んで正面にある別棟に日中活動スペースが設定されている。10数名の利用者が自立課題などの活動を行う広い部屋、利用者が休憩するための部屋、Yさんのトランジション、余暇活動を行う部屋の3つが用意されていた。机、いす、パーテーション、ソファなども新しく、清潔な環境。日中活動時間が終了していたため、実際の活動場面は見ることができなかったが、空間の構造化、ワークシステムの配慮がなされていた。Yさんが過去の行動パターンが染みついている方のようなので、活動から活動への移行は、スケジュールボードの効果だけでなくルーチンに従って行動している要素が大きい可能性がある。本人が自らの意思で選択する設定は少なかった。28年11月に比べると、個別の配慮を含めてかなり改善されていた。

現在養育園には加齢児がほとんどいないため、日中活動スペースを利用しているのは更生園入所者が大半だが、養育園職員も含め、協力して活動スペースを改良してきたとのことであった。

#### 2. 居住スペース

居室の環境(内装など)は、従来通り。Yさんは入浴後であった。居室(個室)内、入り口の直ぐ近くに、カードを1枚張り付ける形式のスケジュールボードが設定されていた。棟内活動、買い物外出、医療受診等の写真と文字のカードが用意され、休日を含めてその日の代表的な予定を提示しているとのこと、この形式に関しては、他の職員と統一しているとのことであった。それ以外の活動はほとんどルーチンになっているようだ。Yさん本人が活動を選択する場面設定は少なく、コミュニケーションブックなどの自発的意思伝達の手段は用意されていない。距離100メートル程度の日中活動棟には、徒歩ではなく自動車で移動しているとのことであった。

#### 4) 評価

##### 良い点

日中活動棟内では、ほかの利用者も含めて落ち着いて過ごさせている。空間の構造化、スケジュール、支援方法の統一が効果を上げていると推定される。この点は職員の努力の成果であろう。

居住棟内でもそれなりに落ち着いて生活している様子であり、職員間の統一が図られていることは評価できる。

個人的な印象として、現時点で県内の行動障害のある方の支援を行っている施設の中で、平均点は達成している。しかし、指導的レベルには全く到達していない。

上野職員の説明は大変明確で適切であり、支援職員の資質が高いことをうかがわせた。

##### 問題点・課題

- ・活動内容や余暇の質、量が貧弱であり、より充実が必要。
- ・スケジュールの提示、自発的コミュニケーション手段が不十分。
- ・利用者の行動を常時監視下、管理下におく体制が、活動を考える際の妨げになっている。
- ・施設、職員側の都合により日課や提供する余暇活動が拡大していないように感じられる。
- ・入所者の活動の場を極度に限定している。代表例として、
  - ・居住棟入口ドアは施錠されている。
  - ・施設内を移動する場合にも主に自動車を利用している。

理想的に聞こえるかもしれないが、知的・発達障害があっても本人が自分の意志で自分の居住スペースに住んでおり、外に出ても戻ってくるのが、人間として本来の姿である。行動障害の支援を進めるうえで、また地域移行を進めるうえでも、このことを目標に据えるべきではないか。利用者本人の意思を尊重し、本人が自発的に行動することを促す支援、利用者本人を信頼するための支援が求められる。

更生園において、限定された時間帯、限定された場における支援向上はある程度達成された。

次は、本人が自発的意思を発揮しそれを尊重される日常生活を作るにはどうするか、職員が支援に対する意識を変える必要がある。もちろん、本人からみて、住んでいて快適で安心できる場所になるような設備整備も必要であるが、それ以上に、行動障害のある方の支援の方法論としての構造化、スケジュール、自発的コミュニケーション手段の本来の目的、理念を見据えていただきたい。

強度行動障害支援を必須事業とする県立施設として存続するならば、この目的に向けた取り組みを行い、千葉県発達障害者支援センターとともに県内に発信、指導することが求められている。もし、指定管理期間内に上記の目標を達成できず、また、その結果として入所者の地域移行が進捗しない場合は、県立施設としての任を解除すべきであり、通過型施設の役割ではなく終の棲家の役割を持つ民間施設として運営することを推奨する。残された猶予時間は少ないが、袖ヶ浦福祉センターには資質のある職員が多数存在していることに期待したい。

##### 参考図

|                               | 行動範囲を居住棟内に狭く制限されている | 地域を含めて行動範囲が自由である |
|-------------------------------|---------------------|------------------|
| 自分の意志ではなく施設に入れられている           | 現状 →<br>↓           | A<br>↓           |
| 自分の意志を尊重されたいうえで自分の意志で施設に住んでいる | B →                 | 目標               |

\*A B 両面から同時に進捗を目指すべき